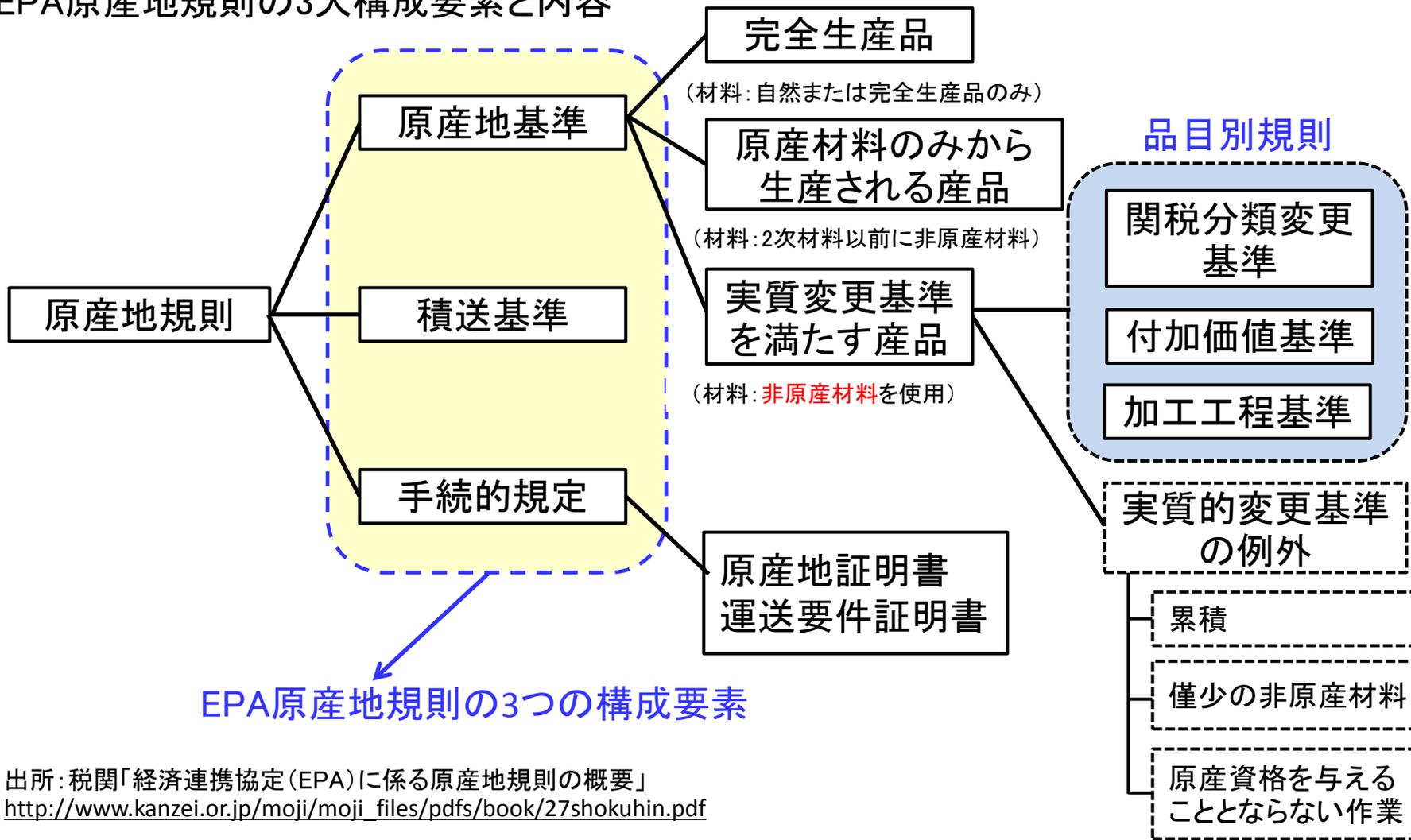


EPA原産地規則と原産性の証明-1

EPA原産地規則の3大構成要素と内容



出所: 税関「経済連携協定(EPA)に係る原産地規則の概要」
http://www.kanzei.or.jp/moji/moji_files/pdfs/book/27shokuhin.pdf

EPA原産地規則と原産性の証明-2

完全生産品

日本タイ経済連携協定 第28条

1. 当該締約国において、完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの(第28条項(a))
2. 次に掲げる産品は締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする(第28条2項)

項 目	例
(a) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、生育されたもの	家畜、養殖魚等
(b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物	捕獲された野生動物
(c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品	卵、牛乳、蜂蜜等
(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品	果物、野菜、切花等
(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 {(a)から(d)までに規定するものを除く}	石油、石炭、岩塩等
(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品	公海で捕獲した魚等
(g) 当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品	工船上で製造した魚の干物等
(h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする	大陸棚から採掘した原油等
(i) 当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの	運転が不可能な中古自動車等
(j) 当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの	木屑、金属の削り屑等
(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、該締約国において回収される部品又は原材料	運転が不可能な中古自動車から回収したカーステレオであって、まだ音楽の再生が可能なもの等
(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品	(a)に該当する牛を屠殺して得られる牛肉等

出所:財務省「日タイ経済連携協定原産地規則の概要」

完全生産品の証明書例(保存版)

丸々青果貿易株式会社
〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
電話: 03-3582-5171
FAX: 03-3582-5662

Marumaru Freuits Trade Co., Ltd.
1-12-32 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo, 107-6006 Japan
Phone 03-3582-5171
Fax 03-3582-5662

2015年8月11日

長野県産りんごの原産性確認

当該生鮮果物林檎(種類:ふじ)HS0808.10が日本タイ経済連携協定第28条1項の完全生産品の原産性確認を以下のとおり行ったことを証明する。

1. 対象産品 : 生鮮果物林檎(種類:ふじ) (HS0808.10)
2. 生産地 : 長野県下伊那郡阿智村伍和
3. 対象経済連携協定 : 日本タイ経済連携協定 第28条1項 完全生産品
4. 添付書類 : 生産者による「農林産品に係る生産証明書」

以上
丸々青果貿易株式会社
代表取締役社長
賀投 太郎 **社印**

添付書類:農林産品に係る
生産証明書(次頁参照)

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき、両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なるので注意)

(注) 生鮮果物林檎をタイに輸出する場合、日本の植物検疫所の「植物検疫証明書」が船積ごとに必要

完全生産品の証明書例(添付保存版)

丸々青果貿易株式会社 殿

2015年7月15日

農林産品に係る生産証明書

住所：長野県下伊那郡阿智村伍和5621-6

氏名：有限会社 阿智農園

社印

下記の通り、生産されたものであることを証明します。

記

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 農林産物の種類 | 生鮮果物 林檎 (種類:ふじ) |
| 2. HSコード | HS0808.10 |
| 3. 収穫地 | 長野県下伊那郡阿智村伍和 |

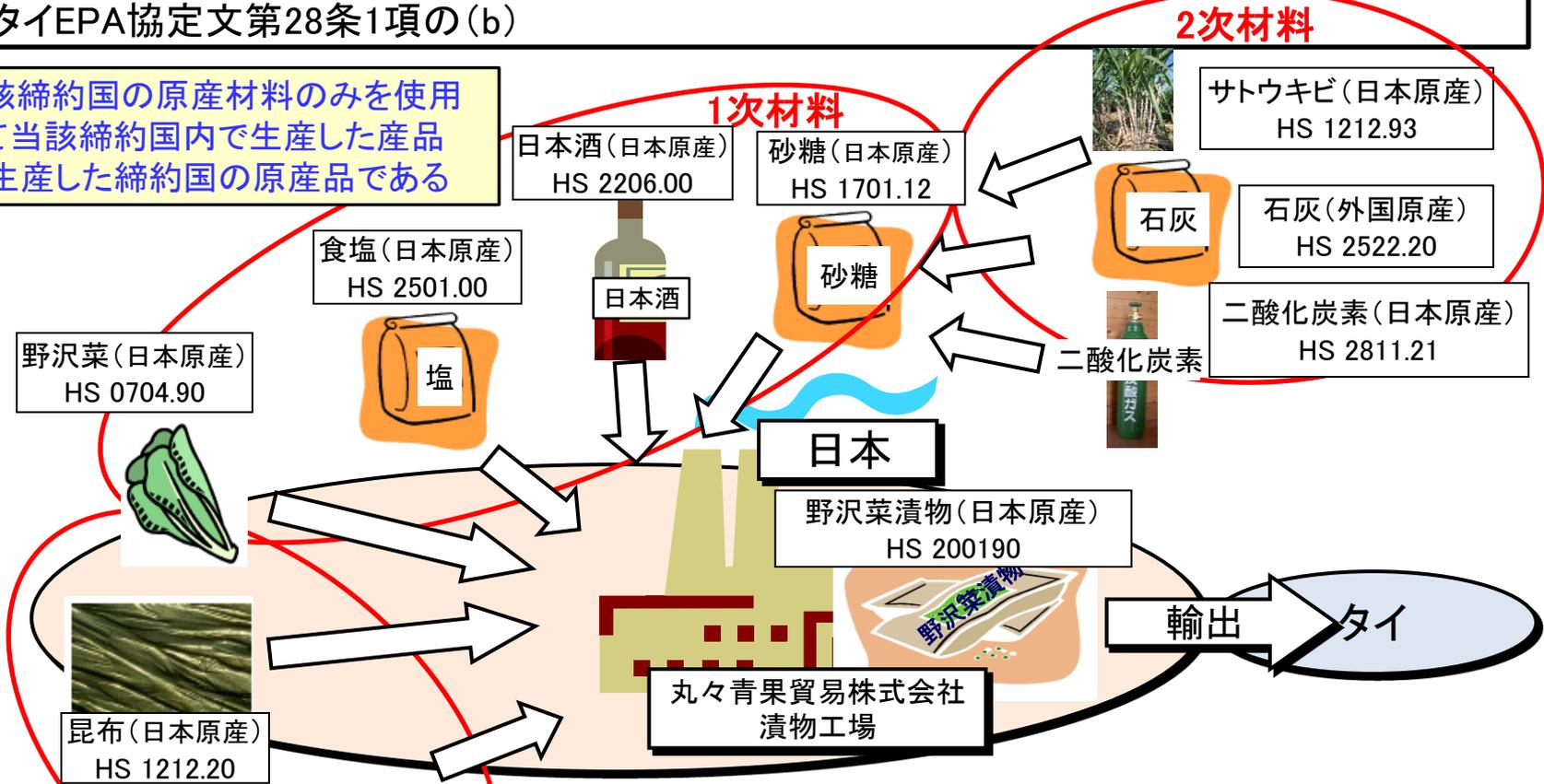
以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、あらかじめ日本商工会議所、あるいは日本貿易振興機構に個別にご相談ください。

EPA原産地規則と原産性の証明-3

原産材料のみから生産される産品
 当該締約国の原産品のみから当該締約国において完全に生産される産品
 日本タイEPA協定文第28条1項の(b)

★当該締約国の原産材料のみを使用して当該締約国内で生産した産品は生産した締約国の原産品である



解説: 原産材料のみから生産される産品とは、非原産材料である2次材料を使用して、当該締約国で生産され原産材料となった1次材料を含む原産材料のみで生産した産品の場合

原産材料のみから完全生産される製品の証明書例(A)-1

丸々青果貿易株式会社
〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
電話: 03-3582-5171
FAX: 03-3582-5662

Marumaru Freuits Trade Co., Ltd.
1-12-32 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo, 107-6006 Japan
Phone 03-3582-5171
Fax 03-3582-5662

2015年8月10日

長野県産「野沢菜漬物」の原産性確認

当該野沢菜漬物(HS2001.90)が日本タイ経済連携協定第28条1項(b)の「日本原産材料のみから日本国内において完全に生産される製品」である原産性確認を以下のとおり行ったことを証明する。

1. 対象産品: 野沢菜漬物 HS2001.90
2. 生産地: 長野県飯田市上飯田2581-65
ジェトロ青果貿易株式会社 飯田漬物工場
3. 対象経済連携協定: 日本タイ経済連携協定 第28条1項(b)
「日本原産材料のみから日本国内において完全に生産される製品」
4. 添付書類 生産者による原産材料の「農林産品に係る生産証明書」

以上

丸々青果貿易株式会社
代表取締役社長
賀投 太郎

社印

添付書類

野沢菜・柿皮の生産証明書

食塩の生産証明書

昆布の養殖証明書

日本酒の宣誓書

食塩の宣誓書

(注) これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基き両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なるので注意)。

原産材料のみから完全生産される製品の証明書例(A)-2

丸々青果貿易株式会社 殿

2015年7月15日

農林産品に係る生産証明書

住所 長野県下伊那郡阿智村伍和5621-6
氏名 有限会社 阿智農園

社印

下記の通り、生産されたものであることを証明します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 農林産物の種類 | 生鮮野菜 野沢菜
乾燥果物 渋柿の皮 |
| 2. HSコード | HS0704.90 生鮮野菜 野沢菜
HS0813.40 乾燥果物 渋柿の皮 |
| 3. 収穫地 | 長野県下伊那郡阿智村伍和 |

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

原産材料のみから完全生産される製品の証明書例(A)-3

丸々青果貿易株式会社 殿

2015年7月20日

食塩の生産証明書

住所 高知県土佐市宇佐3210-32

氏名 日本塩製造株式会社

社印

下記の通り、イオン交換膜製塩法による生産された日本原産品であることを証明します。

記

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 1. 農林産物の種類 | 食塩 |
| 2. HSコード | HS2501.00 |
| 3. 収穫地 | 高知県土佐市宇佐3210-32
日本塩製造株式会社 土佐工場 |
| 4. 製造法 | イオン交換膜製塩法 |

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

原産材料のみから完全生産される製品の証明書例(A)-4

丸々青果貿易株式会社 殿

2015年7月17日

昆布養殖証明書

住所 北海道函館市南茅部町327-78
氏名 有限会社 道南昆布商店

社印

当該昆布は下記の通り、養殖されたものであることを証明します。

記

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 1. 昆布の種類 | 真昆布(HS1212.20) |
| 2. 生産水域 | 南茅部町沿岸の領海内 |
| 3. 生産方式 | 養殖(国産種苗を使用し、輸入種苗は使用していない) |
| 4. 使用された船 | 船名「第1昆布丸」(当社所有の舟)
乗組員は当社日本人社員のみ |

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

原産材料のみから完全生産される製品の証明書例(A)-5

丸々青果貿易株式会社 殿

2015年7月20日

宣誓書

住所：新潟県長岡市宇佐境3320

社印

氏名：日本酒類製造株式会社

ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定の原産地規則に基づいた原産品確認の結果、以下の通り日本原産品であることを宣誓いたします。

尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。

今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

記

- | | | | |
|----------------|-----------|----------|----|
| 1. 納入製品 | 日本酒 | NRS-2231 | |
| 2. HSコード | HS2206.00 | | |
| 3. 日タイEPA原産地規則 | 完全生産品 | | |
| 4. 確認結果 | 日本原産品 | | 以上 |

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

原産材料のみから完全生産される製品の証明書例(A)-6

丸々青果貿易株式会社 殿

2015年7月20日

宣誓書

住所 東京都港区赤坂3-2285
氏名 赤坂糖類製造株式会社 **社印**

ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書2の品目別規則に基づいた原産品確認の結果、以下の通り日本原産品であることを宣誓いたします。

尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。
今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

記

1. 納入製品 砂糖 SNR08857KS
2. HSコード HS1701.12
3. 原産地規則 類の関税分類変更基準（第12類の材料からの変更を除く）
4. 確認結果 日本原産品、但し、一部材料に非原産材料が含まれます。

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA原産地規則と原産性の証明-4

モールド金型8480.41

第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、**原産資格割合が40%以上であること**（第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない）



項(4桁)の関税分類変更基準

非原産材料の4桁HSコードが、その非原産材料を加工して生産された産品の非原産材料のHSコードとは異なる4桁HSコードに変更されれば原産品と見做す

40%以上の付加価値基準

加工・生産によって40%以上の付加価値が含まれていれば原産品と見なす

出所: 外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html

八四七九・九〇一八四八〇・七九	九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八一・一〇一八四八一・八〇	第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八一・九〇	第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八二・一〇一八四八二・八〇	第八四八一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八二・九一八四八二・九九	第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四八二・九一若しくは第八四八二・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八二・九一号又は第八四八二・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

EPA原産地規則と原産性の証明-5

付加価値基準による原産品判定

当該取引品の原産資格割合(QVC)が当該品目別規則の割合以上であること

$$\text{原産資格割合 (QVC)} = \frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{非原産材料総価額(VNM)}}{\text{製品の価額(本船渡し価額)(FOB)}}$$

QVC: Qualifying Value Content

FOB: Free on Board

VNM: Value of Non-originating Materials

パーセント表示の原産資格割合

輸送方法を問わず買手から売手に支払われる貿易取引品の本船渡しの価額(ただし、当該品が輸出時に軽減、免除、払戻された国内税は含まない)

当該貿易取引品の生産に使用される非原産材料の総額

(注)本船渡し価額が不明で確認できない場合は、当該貿易取引品の買手から生産者への確認可能な最初の支払い価(例えば工場渡し価格=Ex-godown)

上記計算式を控除方式といい、付加価値基準の一般的計算式。この他、積上げ方式がある。ただし、協定によっては計算方式によって閾値が異なることがあり、注意を要する。

日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA原産地規則と原産性の証明-6

付加価値基準の計算 (控除方式)

モールド金型の原産地規則: 「8479.90-8480.79」
 第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が40%以上であること (第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない)

日本

原産材料

モールド金型HS8480.41

原産部材一覧表 (日本産品)



タイへ
500万円で輸出

台湾

総額48.5万円

非原産部材一覧表 (外国産 / 原産・非原産不明品)

番号	品名	材質	HSコード	注	価格(円)
1	スルーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7215.50	輸入	45,000.-
2	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入	100,000.-
3	コアー用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入	120,000.-
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入	120,000.-
5	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入	100,000.-
					合計485,000-

注: 宣誓書=国内調達原産部材の原産性確認宣誓書 合計1,140,000-

原産資格割合 = (FOB価額 - 非原産材料の価額) / (FOB価額) 40%以上なので **特定原産品!**
 = (500万円 - 48.5万円) / 500万円 = 90.3%

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A) - 1

Kadokado Die Co., Ltd.
1-12-32 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo, Japan 107-6006
Phone: 03-3582-5171 Fax: 03-3582-5171

角々金型株式会社
東京都港区赤坂1-12-32
電話: 03-3582-5171
FAX: 03-3582-5562

2015年8月30日

タイ向け射出成形用金型の原産品確認書

日本・タイ経済連携協定品目別規則に基づく原産品確認を以下のように行ったことを確認する。
(原産品確認のための部材詳細表添付)

1. 産品 射出成形用金型 型番: JDN-0021T (HSコード 8480.71)
2. 仕向け先 タイ王国
3. 利用する協定 日本タイ経済連携協定
4. 採用した原産地規則 原産資格割合が40%以上であること(付加価値基準)
5. 計算方式 控除方式

$$90.3\% = \frac{5,000 \text{千円} - 485 \text{千円}}{5,000 \text{千円}} \times 100$$

(40%以上)

角々金型株式会社
代表取締役社長 社印
経済 善夫

添付書類:
原産品確認のための部材詳細表(次頁)

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なるので注意)

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A)-2

原産品確認のための部材詳細表(付加価値基準基準)		2015年8月30日作成		
① 仕向け国、利用することになる経済連携協定				
仕向け国	経済連携協定	発効日		
タイ	日本タイ経済連携協定	2007年11月1日		
② 輸入者情報 輸入者名、所在地、電話番号				
輸入者名	所在地	電話番号		
Tenten Die Corp.	16th Fl. Of Nantawan Bldg. 161 Rajadamri Road, Bankok 10330, Thailand	66-2-253-6441		
③ 原産品情報 : 原産品判定対象の製品のHSコード(6桁)、品名(英語)、取引価格(円)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格(円)	原産品判定基準	
8480.71	Injection type mold for plastics	5,000,000.-	VA (40%以上)	
④ 原材料情報 HSコード(6桁)、品名(英語)、原産・非原産の区別 備考(取引先名、輸入国、取引価額等)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産の区別	備考	取引価格(円)
7215.50.	Carbon Steel S50C for Through-push スループッシュ用炭素鋼鋼材S50C	Non-originating M'tl 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付:Invoice	45,000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Baseside Pattern Plate 固定側型板用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	100,000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Core コア用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Baseside Supporting Plate 固定側取付板用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付:Invoice	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Spencer Block スペンサーブロック用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	100,000.-
7318.15.	Hexagon Bolt(8pcs.) 六角孔付きボルト(8本)	Originating M'tl 原産材料	MSネジ鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7318.15.	Guide Pin (4pcs.) ガイドピン(4本)	Originating 原産材料	MSネジ鋼、日本、添付:宣誓書	40,000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Moving side pattern Plate 可動側型板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板SCM4	Originating 原産材料	JTC金属鋼、日本、添付:宣誓書	200,000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Holding Plate 受け板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板SCM4	Originating 原産材料	JTC金属鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S50C for Locate-Ring ロケートリング用炭素鋼鋼材S50C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	50,000.-
7215.50.	Alloy Tool Steel SKS2 for Return Pin(4pcs.) リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材SKS2	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Guide Pin Bush ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	50,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Push Pin(4pcs.) 突出ピン(4本)用炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Knock-pin(8pcs.) ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Upper) 突出板(上)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Lower) 突出板(下)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Moving-side Supporting Plate 可動側取付板用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
				合計1,625,000.-

添付資料:

1. インボイス(台湾製部品)
2. 宣誓書/納品書or 請求書(MSネジ(株))
3. 宣誓書/納品書or 請求書(JTC金属(株))
4. 宣誓書/納品書or 請求書(日本鉄鋼(株))

(注)

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なる)。

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A) - 3

Taiwan Molding Co., Ltd.
 15th Floor No.321, Fu Shing, North Road
 Sec.1, Taipei, Taiwan (R.O.C.)
 Phone:+886(2)27742437
 Fax:+886(2)277442438

Taipei, July 1, 2015
 Invoice No. JTR-0023TM

INVOICE

BUYER:

Kadokado Die Co., Ltd.
 Akasaka 1-12-32, Minato-ku
 Tokyo, Japan 107-6006

Contract No.: JTOTM-00186X

Payment: Irrevocable Letter of Credit
 No.THK-00257H at sight in favor of us
 issued by Taipei Bank, Taipei Branch

Shipped per: "Ocean Blue"

From Keelung, Taiwan to Tokyo, Japan

<u>Case Mark & Nos.</u>	<u>Description</u>	<u>Q'ty</u>	<u>Unit price</u>	<u>Amount</u>
				<u>CIF Tokyo</u>
JETRO	Carbon Steel S50C for Through Push TM-00186-1J	1pce.	Japanese yen	¥45,000.-
TOKYO	Carbon Steel S55C for Base side Pattern Plate TM-00186-2J	1pce.		¥100,000.-
JTOTM-00186X	Carbon Steel S55C for Core TM-00186-3J	1pce.		¥120,000.-
CASE No.1-3	Carbon Steel S25C for Base side Supporting Plate TM-00186-4J	1pce.		¥120,000.-
MADE IN TAIWAN	Carbon Steel S25C for Spencer Block TM-00186-5J	1pce.		¥100,000.-
				<u>Total: Japanese yen ¥485,000.-</u>

"Freight Prepaid"

Pong Ming Hai
 Managing Director
 Taiwan Molding Co., Ltd

E.&O.E.

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A) - 4

2015年8月13日

東京都港区赤坂1丁目12番32号
ジェットロ金型株式会社御中

東京都足立区千住緑町5-10-34
MSネジ株式会社 社印
代表取締役社長 輸出 次郎

宣誓書

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書Ⅱの品目別規則に基づいた原産品確認結果の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。

尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。

今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

記

品名	弊社型番	HSコード	確認結果
六角孔付きボルト(8本)	XY-321S	7318.15	原産材料
ガイドピン(4本)	XY-332P	7318.15	原産材料

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、ジェットロに個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A)-5

2015年8月11日

東京都港区赤坂1丁目12番32号
ジェトロ金型株式会社御中

東京都大田区蒲田5-8-34
JTC金属株式会社
代表取締役社長 貿易 太郎

社印

宣誓書

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書Ⅱの品目別規則に基づいた原産品確認結果の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。

尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

記

品名	弊社型番	HSコード	確認結果
高強度クロムモリブデン鋼 鋼材(可動側型板用)	ABC-123	7225.50	原産材料
同上(受け板用)	ABC-124	7225.50	原産材料

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、ジェトロに個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A)-6

2015年8月11日

東京都港区赤坂1丁目12番32号
ジェットロ金型株式会社御中

東京都中央区日本橋5-8-34
日本鉄鋼株式会社 **社印**
代表取締役社長 鉄鋼 三郎

宣誓書

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書Ⅱの品目別規則に基づいた原産品確認結果の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。

尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。

今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

記

品名	弊社型番	HSコード	確認結果
炭素鋼鋼材 S50C(ロケートリング用)	NS-0658CA	7208.51	原産品
合金工具鋼鋼材SK32(リターンピン4本用)	NS-0659CA	7215.50	原産品
炭素工具鋼鋼材SK7(ガイドピンブッシュ用)	NS-0660CA	7215.50	原産品
炭素工具鋼鋼材SK7(突出ピン4本用)	NS-0661CA	7215.50	原産品
炭素工具鋼鋼材SK7(ノックピン8本用)	NS-0663CA	7208.51	原産品
炭素鋼鋼材 S35C(突出板(下)用)	NS-0664CA	7208.51	原産品
炭素鋼鋼材 S35C(可動側取付板用)	NS-0665CA	7208.51	原産品

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、ジェットロに個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A)-7

原産品確認表(関税分類変更基準)		2015年8月1日 日本鉄鋼株式会社作成	
1. 利用する経済連携協定			
完成品仕向国	経済連携協定	発効日	
タイ	日本タイ経済連携協定	2007/11/1	
2. 納入先情報			
納入先	所在地	電話番号	
Jetro Die Corp.	〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32	03-3582-5171	
3. 材料情報			
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格	原産材料判定基準
7208.51	Carbon Steel S50C for Locate Ring	¥5,000	CTH(項変更)
4. 原材料情報			
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産	備考
7205.10	Sintered Iron 焼結鉱	原産	自社製品
7203.90	Pellet ペレット	原産	自社製品
2601.11	Iron Ores 鉄鉱石	非原産	Brazil Iron Ores Corp. ブラジル 添付: Invoice
2704.00	Cokes コークス	非原産	Australian Coal Corp. オーストラリア 添付: Invoice
2521.00	Limestone Fluxes 石灰石	原産	日本鉱物(株) 添付: 生産証明書

保存書類:
1. 宣誓書の控え
2. 原産品確認書

添付書類:
原産品確認書
インボイス
生産証明書

(注)
原産品確認書は
納入したアイテム
ごとに作成し、
5年間保管する

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、ジェトロに個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA原産地規則と原産性の証明-7

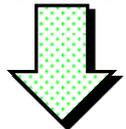
付加価値基準の計算(積み上げ方式)

モールド金型HS8480.41
 いくつかの原産材料で原産資格割合(金型の場合40%)を超えることが明らかな場合

原産材料(日本国産)				
番号	品名	材質	HSコード	価格(円)
1	六角孔付ボルト(8本)	SKS7	7318.15	80,000.-
2	ガイドピン(4本)	SKS7	7318.15	40,000.-
3	可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	200,000.-
4	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	120,000.-
5	ロケートリング用炭素鋼鋼板	S50C	7208.51	50,000.-
6	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼板	SKS2	7215.50	80,000.-
7	ガイドピンブッシュ用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	50,000.-
8	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	80,000.-
9	ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	80,000.-
10	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
11	突出板(下)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
12	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
合計				1,140,000.-

FOB価額 ¥ 2,000,000.-

原産材料の価額算出:
 付加価値基準の閾値を超えるまでの原産材料の価額
 (全ての原産材料の価額ではない)
 (閾値) 2,000千円 × 40% = 800千円



原産材料を800千円以上になるよう積み上げる。

原産材料積み上げると合計: 820千円

原産品判定

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{積み上げた原産材料の合計}}{\text{FOB価額}} \times 100$$

(40%)

$$\text{原産資格割合} = \frac{820\text{千円}}{2,000\text{千円}} \times 100$$

41% > 40%

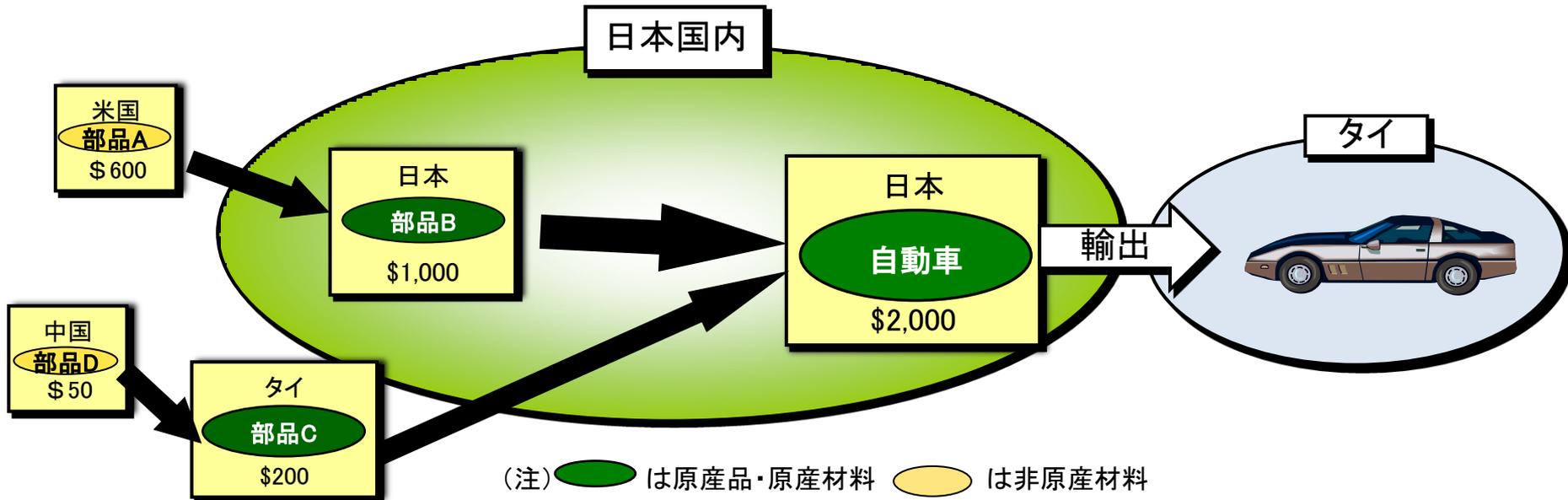
部分の保存書類・証明書類上の開示は不要

EPA原産地規則と原産性の証明-8

日本タイEPAの場合

付加価値基準の救済規定 累積規定 (Accumulation)

付加価値基準による原産品判定では、一方の当該締結国領域で当該取引品の生産材料として使用される他方の締結国の原産品は、一方の当該締結国の原産材料とみなすことができる
(日タイ協定第29条、関税分類変更基準にも適用可能)



累積規定：

日本で自動車を生産するための材料として使用されるタイの原産品(部品C)は**日本の原産品とみなす**。

非原産材料である部品Cは、累積規定により原産材料として自動車の原産価額に積算

⇒自動車の原産資格割合 = $(2,000 - 0 / 2,000) = 100\%$

注: 部品Bも原産資格割合 $(1,000 - 600) / 1,000 = 40\%$ 以上を満足し、日本原産材料である

出所: 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

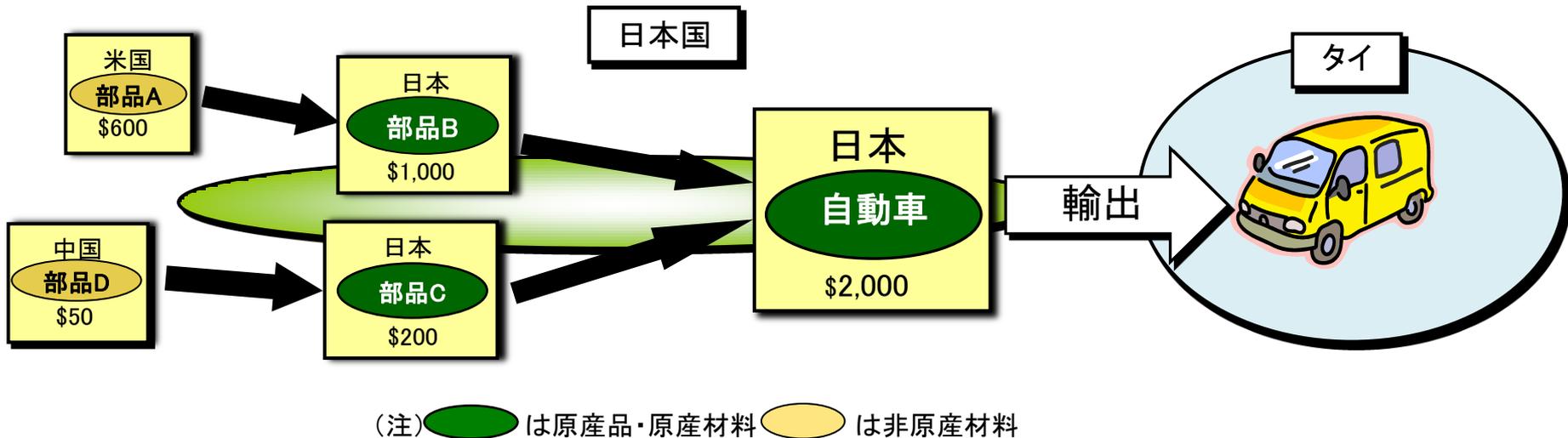
(注)これ以外の救済規定はジェトロウェブサイトの「日本のEPA原産地規則と原産品確認」マニュアルをご覧ください

EPA原産地規則と原産性の証明-9

日本タイEPAの場合

付加価値基準の救済規定 **ロールアップ規定**

付加価値基準による原産資格割合算定では、当該品の非原産材料の総額(VNM)には、当該品の原産材料生産に使用される非原産材料の価額を含めない(日タイ協定第28条7)



ロールアップ(原産材料に含まれる非原産価額を、製品の原産資格割合算定時にゼロとみなす)

非原産部品Dを用いて生産された部品Cの原産資格割合は、 $(200-50)/200=75\%$ であり、原産材料とみなされるため、最終製品の自動車の原産資格割合算定時には、部品C(\$200)は**全て原産**とみなす

出所: 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

(注)これ以外の救済規定はジェットウェブサイトの「日本のEPA原産地規則と原産品確認」マニュアルをご覧ください

EPA原産地規則と原産性の証明-10

日本タイEPAの場合

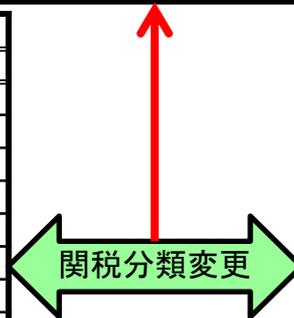
関税分類変更基準

モールド金型の原産地規則: 8479.90-8480.79

第8479.90号から第8480.79号までの各号の製品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が40%以上であること(第8479.90号から第8480.79号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない)

- (注)1. 日本・タイEPA第28条3号等: 関税分類変更基準を満足させるには、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われる事を求める付属書Ⅱに定める品目別規則は、**非原産材料についてのみ適用する**
2. 日本タイEPA第27条(j)(k)「非原産材料」とは、他の製品の生産に使用される製品であって、同条(k)「締約国の原産材料」に規定する**締約国の原産材料でないものをいう**⇒当該締約国以外の国・地域から輸入した材料及び非原産か原産か不明な材料をいう

	品名	材質	HSコード
1	六角孔付きボルト(8本):購入品	SKS7	7318.15
2	ロケートルング用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51
3	スループッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51
5	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51
6	ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50
7	コア用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51
8	ガイドピン(4本):購入品	SKS7	7318.51
9	可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51
10	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51
11	リターンピン(4本)用合金工具鋼 鋼材	SKS2	7215.50
12	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51
13	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50
14	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51
15	突出板(下)炭素鋼鋼材	S35C	7208.51
16	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51
17	ノックピン(8本)用炭素工具鋼 鋼材	SK7	7215.50



金
型

8
4
8
0
・
4
1

説明: 全部材のHSコードを特定し全部材を非原産材料とし、金型製造を行うことによって、全部材のHSコードが4桁(項)レベルで部材のHSコードとは異なる金型HSコードに変化していれば、項の関税分類変更基準を満足したことになる、原産品確認ができたことになる

★関税分類番号が変更しない部材がある場合、その部材に要求される原産地規則を満足し原産材料にならないか、あるいは、救済規定の累積、僅少の規定を満足できないか検討する。可能であればそれを証明し、当該原産地規則を満足したことになる。

原部材のHSコードは正確であることが求められる。
最寄の税関相談官窓口を確認することをおすすめする

関税番号変更基準での確認書類の例

原産品確認表(関税分類変更基準)		2015年8月30日作成	
① 仕向け国、利用することになる経済連携協定			
仕向け国	経済連携協定	発効日	
タイ	日本タイ経済連携協定	2007/11/1	
② 輸入者情報：輸入者名、所在地、電話番号			
輸入者名	所在地	電話番号	
Jetro Trading Corp.	16th Fl. Of Nantawan Bldg. 161 Rajadamri Road, Bangkok 10330, Thailand	66-2-253-6441	
③ 原産品情報：原産品判定対象の産品のHSコード(6桁)、産品名(英語)、取引価格(円)			
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格(円)	原産品判定結果
8480.71	Injection type mold for plastics	5,000,000.-	CTH(項変更)
④ 原材料情報：HSコード(6桁)、品名(英語)、原産・非原産の区別、備考(取引先名、輸入国、取引価額等)			
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産の区別	備考
7215.50.	Carbon Steel S50C for Through-push スループッシュ用炭素鋼鋼材S50C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7208.51	Carbon Steel S55C for Baseside Pattern Plate 固定側型板用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7208.51.	Carbon Steel S55C for Core コア用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7208.51.	Carbon Steel S25C for Baseside Supporting Plate 固定側取付板用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7208.51.	Carbon Steel S25C for Spencer Block スペンサーブロック用炭素鋼鋼材	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7318.15.	Hexagon Bolt(8pcs.) 六角孔付きボルト(8本)	Originating M'tl 原産材料	MSネジ鋼、日本、添付: 宣誓書
7318.15.	Guide Pin (4pcs.) ガイドピン(4本)	Originating 原産材料	MSネジ鋼、日本、添付: 宣誓書
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Moving side pattern Plate 可動側型板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板 SCM4	Originating 原産材料	JTC金属鋼、日本、添付: 宣誓書
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Holding Plate 受け板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板 SCM44	Originating 原産材料	JTC金属鋼、日本、添付: 宣誓書
7208.51.	Carbon Steel S50C for Locate-Ring ロケートルング用炭素鋼鋼材 S50C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付: 宣誓書
7215.50.	Alloy Tool Steel SKS2 for Return Pin リターンピン用合金工具鋼鋼材 SKS2	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付: 宣誓書
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Guide Pin Bush ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材 SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付: 宣誓書
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Push Pin 突出ピン用炭素工具鋼鋼材 SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付: 宣誓書
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Knock-pin ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付: 宣誓書
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Upper) 突出板(上)用炭素鋼鋼材 S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付: 宣誓書

添付資料:

1. インボイス
(台湾製部品)
2. 宣誓書
(MSネジ(株))
3. 宣誓書
(JTC金属(株))
4. 宣誓書
(日本鉄鋼(株))

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。

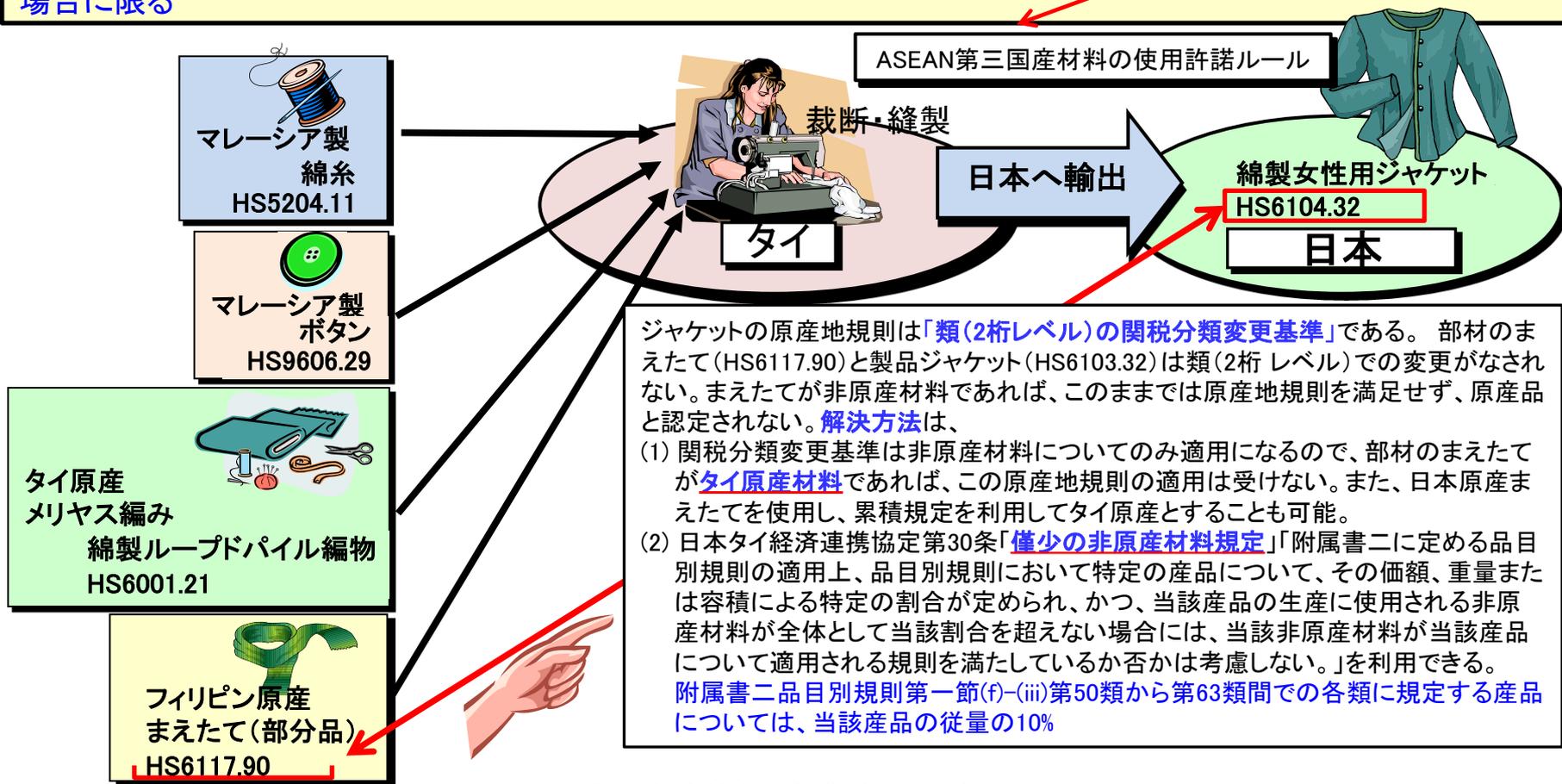
https://www.icci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA原産地規則と原産性の証明-11

日本タイEPAの場合

関税分類変更基準と救済規定

品目別原産地規則(第61類 衣類及び衣類付属品(メリヤス編み又はクロス編みのものに限る) 第6101-6117項 第6101項から第6117項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第5007項、第5111項から第5113項までの各項、第5408項から第5512項までの各項、第5309項から第5311項までの各項、第5407項、第5408項、第5512項から第5516項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが**いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロス編みされた場合に限る**)



関税分類変更基準の救済規定(2)使用の書類例-1

Sam Garments Co., Ltd.
1-12-32 Akasaka, Minato-ku, Tokyo
107-6006 Japan
Phone: 03-3582-5171 Fax: 03-3582-5171

サム衣類株式会社
東京都港区赤坂1-12-32
電話: 03-3582-5171 Fax: 03-3582-5171

2015年12月1日

「まえたて」の僅少の非原産材料規定条件を満たす証明

綿製女性用ジャケット(型番JTR0812番)の原産性確認用

弊社製綿製女性用ジャケット(型番JTR0812番、HS 6103.32)の原産性確認のために中国製「まえたて」(非原産材料)が「僅少の非原産材料規定」の条件を満たしていることを以下証明する。

記

僅少の非原産材料規定使用の対象材料: 「まえたて」(型番JTR0812-007、HS 6103.32) 中国産品

輸出先: タイ国

適用対象協定: 日本タイ経済連携協定

僅少の非原産材料規定の条件: 第50類～第63類 繊維製品 ⇒ 製品全体の重量の10%以下
(日タイ協定附属書二に定める僅少の非原産材料の割合)

対象生産品と重量: 綿製女性用ジャケット(型番JTR0812番、HS 6103.32) 550g/総重量

対象部分品と重量: 中国産「まえたて」(型番JTR0812-007、HS6117.90) 20g/重量

算定: $20g/550g \times 100 = 3.6\%$ ($3.6\% > 10\%$)

算定結果による結論: 本「まえたて」は本来、非原産材料であるが、「僅少の非原産材料規定」(協定第30条)の条件を満たし、上記生産品“綿製女性用ジャケット”の関税分類変更基準による原産性確認に際し、無視する。

以上

衣料好雄
代表取締役社長
サム衣類株式会社

社印

(注1) 「綿製女性用ジャケット」の関税分類変更基準による原産性確認の保存書類にインボイスと共に添付して保存する

(注2) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。

日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

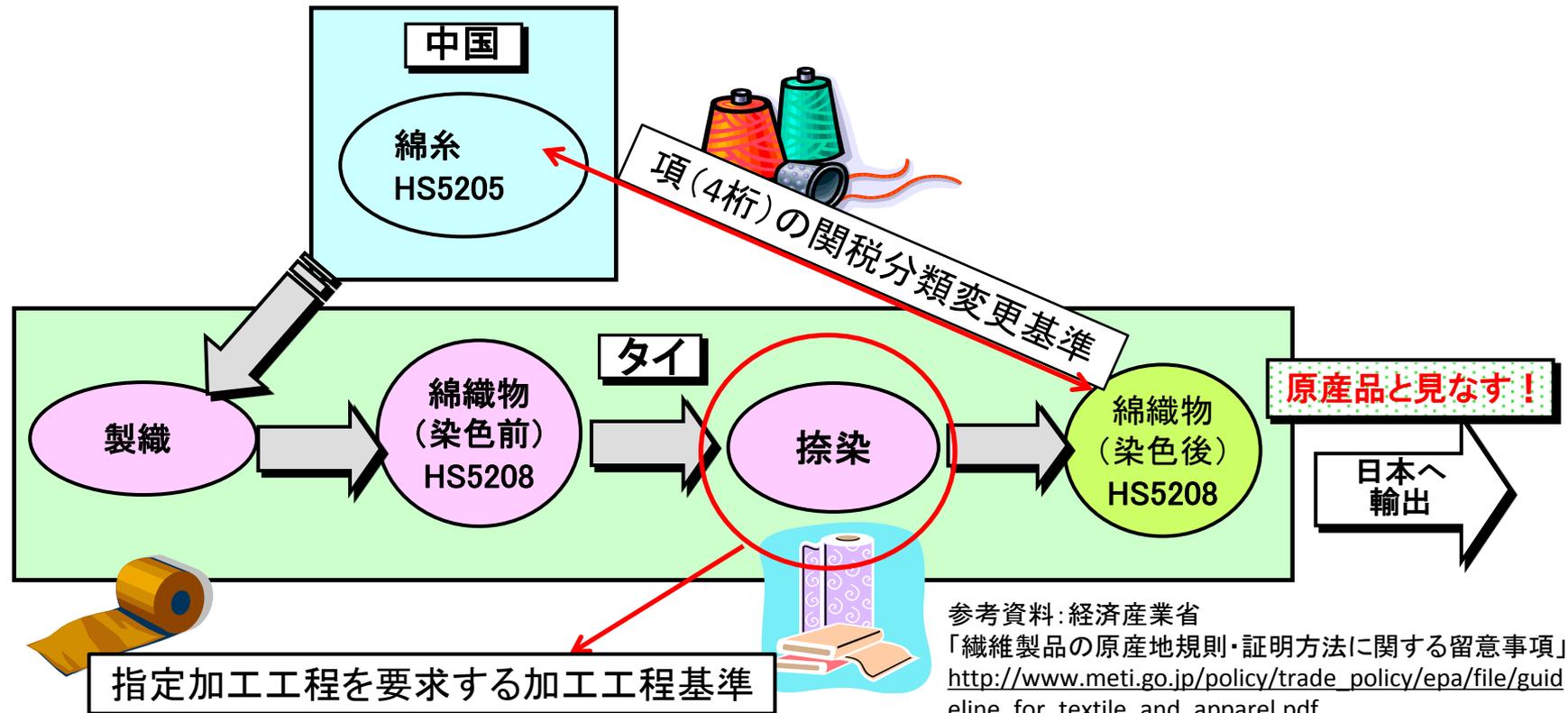
EPA原産地規則と原産性の証明-12

日本タイEPAの場合

加工工程基準

附属書二品目別規則 第52類 綿及び綿織物 5208-5212

第5208項から第5212項までの各項の産品への第5204項から第5207項までの各項の材料からの変更
(織物がいずれかの締約国において浸染され、又は、なせんされる場合に限る)



参考資料-2

ジェトロ

国・地域別活用マニュアル <http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/>

日本のEPA原産地規則と輸出製品の原産性確認・保存書類の例

http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa/pdf/japan_epa_export_all.pdf

日本のEPA原産地規則と原産品確認

http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa/pdf/japan_epa_rules_all.pdf

これだけは知っておきたいEPA/FTA要点と注意点

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/epa/pdf/epa_fta_all_201511.pdf

経済産業省

EPAの概要と原産地規則 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/rule_of_origin_epa.pdf

(概要資料)原産地規則解説 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/roo_manual.pdf

原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf

繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/guideline_for_textile_and_apparel.pdf

税関

経済連携協定(EPA)に係る原産地規則の概要(初学者向け資料)

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gensanchi/gaiyou_epa.pdf

我が国の原産地規則の概要(EPA特惠原産地規則)

<http://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf>